

企業年金ノート

目次
適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行について



適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行について

1. はじめに

平成14年4月から施行された確定給付企業年金法により、適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行が可能になりました。これは、10年後に適格退職年金制度が廃止されるため、その受け皿として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、又は、確定拠出年金制度のほかに、中小企業退職金共済制度も選択肢に加えられたものです。

そして、平成17年4月から、適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行について、年金資産の移換限度額に関する要件が緩和されることとなりました。これは、平成16年年金改正法（平成16年6月11日公布の「国民年金法等の一部を改正する法律（法律第104号）」）により、確定給付企業年金法が一部改正されたことに伴うものです。

そこで、今月号では、適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行について、改正後の概要をご説明いたします。

2. 中小企業退職金共済制度に関連した最近の主な制度改正

中小企業退職金共済制度に関連した最近の主

な制度改正の変遷は次のとおりです。

平成14年4月施行	適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行が可能となった。
平成14年11月施行	予定運用利回り（ ）について、3%から1%に引き下げられるとともに、法律でなく政令で定められることとなった。
平成15年10月施行	勤労者退職金共済機構（旧機構）が解散し、独立行政法人勤労者退職金共済機構（新機構）が設立された。新機構は、旧機構の一切の権利・義務を承継。
平成17年4月施行	適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行における、資産移換限度額の要件が緩和された。

（ ） 予定運用利回り

- ・ 予定運用利回りを基に基本退職金額が設定される。
- ・ 実際運用利回りが予定運用利回りを超えた場合には、その超えた部分を原資にした付加退職金が支給される。
- ・ 予定運用利回りの過去の推移

平成3年4月～平成8年3月	5.5%
平成8年4月～平成11年3月	4.5%
平成11年4月～平成14年10月	3.0%
平成14年11月～	1.0%

3. 適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行

平成16年年金改正法により、適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行について、資産移換限度額の要件緩和等の措置が講じられました（法令上この移換額を「引渡金額」といいます）。その概要は、以下のとおりです。なお、法律や政令はすでに公布されていますが、省令等は、今後公布される見込みです（1月5日現在）。

(1) 根拠法令

適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行に関する根拠法令は、【表1】のとおり。

(2) 引渡金額

引渡金額は次のとおり改正され、適格退職年金制度の資産を全部移換することも可能となった。なお、被共済者持分額（適格退職年金制度の解約により分配される額に相当するもの）の範囲内で引渡金額を決める点は、従前のまま。

<改正前>

「掛金納付月数の通算に係る額」（掛金納付月数の通算は、適格退職年金の受益者等であった期間を上限とし、かつ、120月を上限とする。）

<改正後>

「掛金納付月数の通算に係る額」+「残余の額」（掛金納付月数の通算は、適格退職年金の受益者等であった期間を上限とする。）

ここで、「掛金納付月数の通算に係る額」とは、移行時に決めた掛金月額と掛金納付月数に通算する月数に応じた、基本退職金に対応する部分（平成14年政令第295号の第1条第1号・別表）と付加退職金に対応する部分（平成14

年政令第295号の第1条第2号）を合算した額である。今回の改正で、平成14年政令第295号の別表が、通算月数の上限廃止に伴い、1月～120月に対応するものから、1月～540月に対応するものに改正されるとともに、別表の記載金額が、責任準備金額（将来の給付現価 - 将来の掛金収入現価に相当するもの）を基本として、財政上の不足が発生しないように設定された。

また、「残余の額」とは、今回の改正で新たに設けられたもので、移行時に「被共済者持分額」の範囲内で決めた「引渡金額」から、「掛金納付月数の通算に係る額」を控除した額である。この「掛金納付月数の通算に係る額」は、「引渡金額」の範囲内で最高の額とする。（【図1】ご参照）

(3) 退職金額

退職金額は、掛金納付月数の通算を行ったうえで、中小企業退職金共済法第10条第2項により算定される額となる。さらに、「残余の額」を有する者に対しては、引渡しをした日の属する月の翌月から退職した日の属する月までの期間につき、政令で定める利率（改正後の平成14年政令第295号の第3条により、中小企業退職金共済法施行令第8条に規定する利率（現行：1%））に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率により複利計算した、「残余の額」の元利合計額（法令上「計算後残余额」という。）が加算される。これは、現行の、特定退職金共済団体から退職金相当額の受入れをした場合の退職金額の算定方法（平成11年4月施行）に準じたものとなっている。

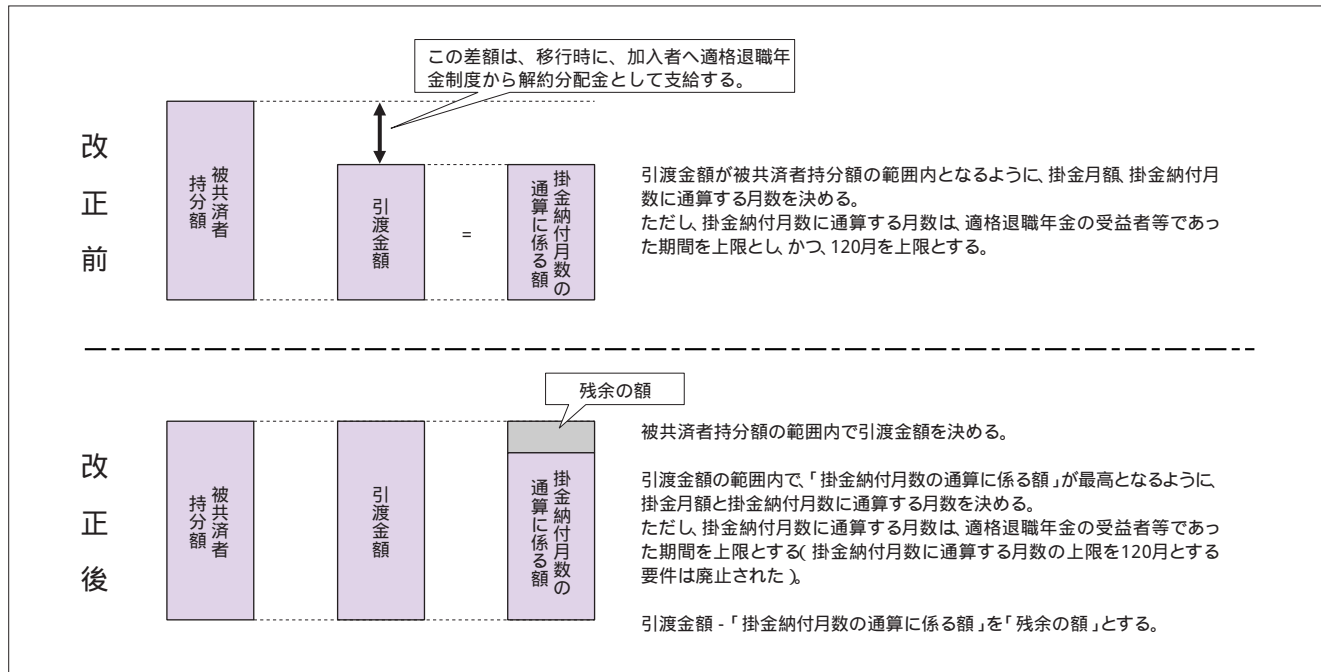
【表1】適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行に関する根拠法令

	改正前	改正後	備考
引 渡 金 額	DB法附則第28条第1項	DB法附則第28条第1項・第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・「引渡金額」=「掛金納付月数の通算に係る額」+「残余の額」となる。 ・掛金納付月数の通算の上限を120月とする要件が廃止されたため、「掛金納付月数の通算に係る額」を増やせる。 ・国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年6月11日公布）
	「DB法附則第28条第1項の政令で定める額等を定める政令（平成14年政令第295号）」第1条	「DB法附則第28条第2項の政令で定める額等を定める政令（平成14年政令第295号）」第1条	<ul style="list-style-type: none"> ・改正前は「引渡金額」を規定、改正後は「掛金納付月数の通算に係る額」を規定。（なお、いずれも、基本退職金+付加退職金に対応する部分の規定であることに変更はない。） ・DB法附則第28条第1項の政令で定める額等を定める政令の一部を改正する政令（平成16年10月20日公布）
	「DB法附則第28条第1項の政令で定める額等を定める政令第1条第2号の金額を定める省令（平成14年厚生労働省令第15号）」	改正される見込み。	引渡金額（掛金納付月数の通算に係る額）のうち、付加退職金に対応する部分の規定。
被共済者持分額	「DB法附則第28条第1項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成14年厚生労働省令第1号）」第1条	改正点はないと見込まれる。	
掛金納付月数の通算	DB法附則第28条第1項	DB法附則第28条第2項	掛金納付月数の通算の上限を120月とする要件が廃止された。ただし、適年の受益者等であった期間を上限とする要件は従前のまま残った。
	「DB法附則第28条第1項の政令で定める額等を定める政令（平成14年政令第295号）」第2条	「DB法附則第28条第2項の政令で定める額等を定める政令（平成14年政令第295号）」第2条	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の条ずれに伴う規定整備のみ。 ・DB法附則第28条第1項の政令で定める額等を定める政令の一部を改正する政令（平成16年10月20日公布）
	「DB法附則第28条第1項の政令で定める額等を定める政令第1条第2号の金額を定める省令（平成14年厚生労働省令第15号）」第4条	改正される見込み。	省令の題名、規定の読み替え方法等の改正が見込まれる。
計算後残余額を有する者の退職金額	規定なし	DB法附則第28条第3項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年6月11日公布）
		「DB法附則第28条第2項の政令で定める額等を定める政令（平成14年政令第295号）」第3条	DB法附則第28条第1項の政令で定める額等を定める政令の一部を改正する政令（平成16年10月20日公布）

（注）

- ・「確定給付企業年金法」を「DB法」と略記。
- ・省令については未公布（1/5現在）のため、見込みを記載。

【図1】引渡金額の決定方法(例)



4. その他

最後に、中小企業退職金共済制度における退職金の特徴について簡単に述べます。

中小企業退職金共済制度における退職金は、基本退職金と付加退職金で構成され、前者は予定運用利回りを基に設定された退職金で、後者は実際運用利回りが予定運用利回りを超えた場合に、その超えた部分を原資にして支給される退職金です。

現在の予定運用利回りは1%で、政令により改正が行われことがあります。過去何度か予定運用利回りの改正が行われていますが、改正施

行日前に効力を生じた契約に基づく退職金については、従前額を勘案した退職金を支給する経過措置もあります。

また、中小企業退職金共済制度における退職金は、長期勤続者を優遇する制度設計になっています。具体的には、掛金納付月数が11月以下では退職金は支給されず、掛金納付月数が12月～23月以下では掛金納付額に満たない退職金、掛金納付月数が24月～42月では掛金納付額と同額の退職金、掛金納付月数が43月以上では掛金納付額を上回る退職金が支給されます。

企業年金ノート No.441
平成 17年 1月 りそな信託銀行発行

年金信託部
〒100-8112 東京都千代田区大手町1-1-2 TEL. 03(5223)1992
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL. 06(6268)1866

りそな信託銀行はインターネットにホームページを開設しております。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resona-tb/>】

りそな信託銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、企画部までお問い合わせ下さい。(TEL 06(6268)1810)

受付時間...平日 9:00～17:00

土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。